

2016年5月16日

松江市長 松浦正敬 様

島根原発・エネルギー問題県民連絡会
代表世話人 北川 泉
連絡先住所 松江市朝日町 489
三洋苑ビル 1階D室

「原子力災害に備えた松江市原子力災害広域避難計画」に関する公開質問

島根原発2号機は、原子力規制委員会による規制基準適合性審査を通過すれば、次に求められるのは、再稼働に対する地元の同意・不同意の判断です。この判断の時期が迫りつつあり、早急に、松江市長としての貴職から市民に対して、同意・不同意に関する判断基準と市民合意の形成方式等について明示される必要があるかと存じます。

島根原発再稼働の地元判断に関する市民・県民の願いは、島根において、原発被災地・フクシマを決して繰り返してはならないということです。福島においては、福島第1原子力発電所の事故から6年目となった今も、原発事故の原因さえ特定されず、94,000人余の住民が避難生活で苦しんでいます。東日本大震災で被災した岩手県・宮城県の被災地と比べ、福島県の被災地の顕著な違いの一つは、長期化する避難生活の中で亡くなられた「関連死」の割合と人数が異常なまでに高いことです。

去る3月、「さようなら原発3・12ヒロシマ集会実行委員会」が中国電力本社に申し入れを行った時、対応した中国電力の広報課長は「島根原発が事故を起こした場合、避難が5年以上になることも否定できない」と応えています。

そこで今回は主に、原発事故に伴う避難の問題に関して、以下の質問をいたしますので、ご回答をよろしくお願い申し上げます。なお、ご回答期限は、勝手ながら本年5月26日までとさせていただきます。

記

1. 福島第1原子力発電所の事故から、原発を抱える市の長として、どのような教訓を得られたのでしょうか。特に原発被災地の住民・事業所の避難行動及び避難計画に関わって得られた教訓があればお聞かせください。
2. 島根原発2号機の再稼働について地元判断を求められた場合、その判断基準として、規制委員会の審査結果以外に何かありますでしょうか。そこに避難ないし避難計画は位置づけられるのでしょうか。位置づけられるとすれば、地元同意・不同意を分ける境界線として、避難計画の実効性は具体的にどのようなもののでしょうか、市民に分かりやすくお示してください。
3. 松江市の避難計画の現状について、貴職は、「避難計画の現状は、過酷事故時に必要な避難に対処できる実効性を有しており、再稼働に同意できる水準にある」とお考えでしょうか。あるいは、「再稼働するには、現避難計画に不足なり不十分な点がある」とお考えでしょうか。貴職のお考えをお聞かせください。

4. 貴職は、かつて「中国電力と島根県、松江市は、稼働、再稼働には県市の同意が不可欠の方針で一致しています」と述べておられます（『中国新聞』2014年4月1日付、「トップに聞く 島根原発にどう向き合いますか」）。ここに言う「市」とは松江市だけです。原子炉から30キロ圏内には出雲市、安来市、雲南市ほか鳥取県側の市もあり、風向きによっては避難対象地域になることに変わりはありません。これらの市が、松江市と同レベルの稼働、再稼働についての同意・不同意の権限を持つように、島根県・中国電力に働き掛ける意志はありませんか。ないのであれば、その根拠と理由をお示してください。
5. 1カ月も続き終わる気配のない熊本地震の報道に接し、県民と市民は地震災害への不安を高めています。原発事故と地震災害が複合して起こった場合、松江市の避難計画では地震災害への対応が優先されることになっていますが、熊本地震を踏まえても、現行の松江市避難計画は、放射能被曝から住民を守るために有効に機能するとお考えでしょうか。また、避難路の確保策は万全でしょうか。

以上